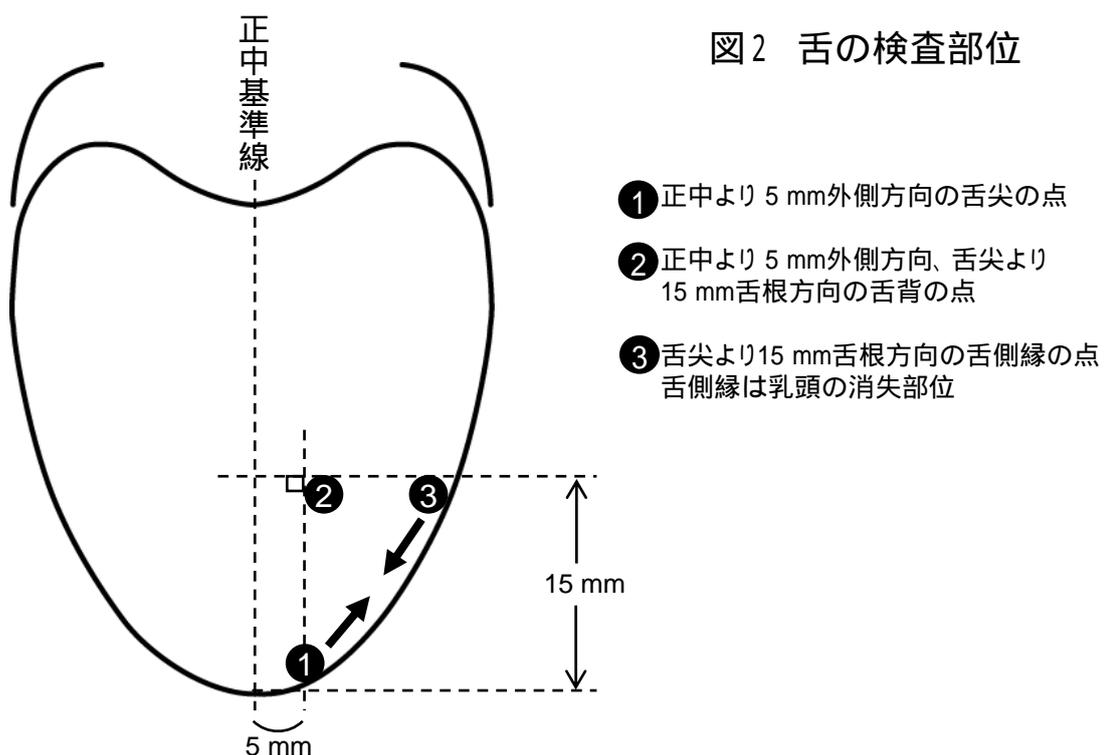
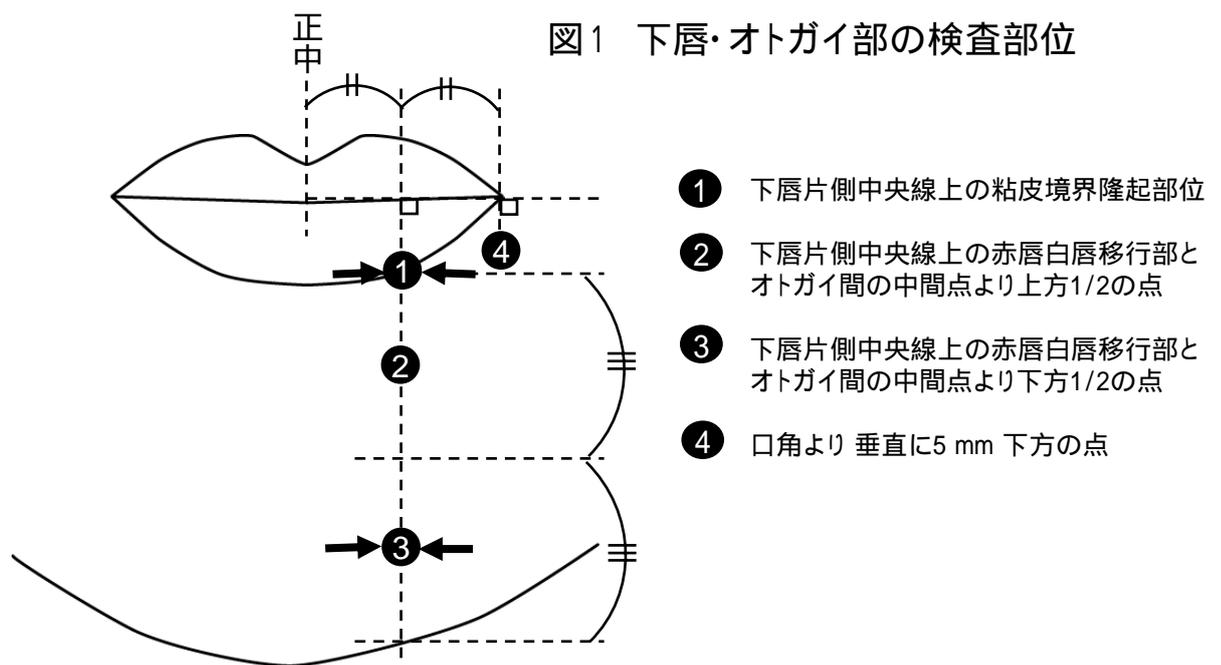


- 8) 感覚検査は3か月以上間をあけて最低2回行う。6か月以上検査値に変化がなければ症状固定とする。検査は発症から最長2年を目安とする。
- 9) 判定は各VAS値、各検査値のスコア(指数)、味覚感度、異常感覚について文章にて記載する。その判定を踏まえた診断は3施設以上の判定者が検討した上で行う。
- 10) 患者の現病歴、既往歴、主訴、処置等はカルテの記載を参照する。
- 11) 小児についてはこの限りではない。
- 12) 検査項目、検査部位は以上を必須とし、追加してよい。



スコア(指数)の基準

下唇・オトガイ部

	0	1	2	3	4
SW	0 ~ 2	3 ~ 5	6 ~ 9	10 ~ 19	判定不能
2PD	0 ~ 2	3 ~ 5	6 ~ 8	9 ~ 12	12 <

舌

	0	1	2	3	4
SW	0 ~ 1	2 ~ 3	4 ~ 9	10 ~ 19	判定不能
2PD	0 ~ 1	2 ~ 3	4 ~ 5	6 ~ 7	8 <

1. SW知覚テスター

便宜的に1.65を1、6.65を20として各ファイバーに1~20まで順次番号付けした場合の番号の健側と患側(あるいは患部の術前術後)の差を0~4に分類したものをスコア(指数)とする。各検査部位の中で最も大きいスコアを判定値とする。

例) 下唇・オトガイ部の場合

部位	患側	健側	差	スコア (指数)
	5	1	4	1
	10	3	7	2
	14	3	11	3
	3	2	1	0

この場合は、
部位3の「3」
を判定値とする。

2. 痛覚

便宜的に「痛覚あり」を0、「痛覚なし」を4としてその差をスコア(指数)とする。各検査部位の中で最も大きいスコアを判定値にする。

3. 2PD

健側と患側(あるいは術前術後)の mm の差を0~4に分類したものをスコア(指数)とする。検査部位が複数ある場合は、上記同様、最も大きいスコアを判定値とする。